

無料

札幌法務局出前講座

札幌法務局では、住民の皆様からのご依頼により、法務局の職員を派遣し、法務局の新規施策、重要施策及び各種業務についてご説明する出前講座を行っています。

対象者

札幌法務局の管轄区域内にある各種団体（町内会、地方公共団体、法人など）が企画する研修会や市民講座などを対象とします。

なお、出前講座の開催人数は、おおむね10人以上とさせていただきます。

内容

別添の法務局「出前講座テーマ」一覧から、ご希望のテーマをお選びください。

なお、講座開催時間は1時間程度ですが、ご希望により調整することができます。

日時・会場

会場は、申込みをされる団体等でご用意願います。開催日時は、申込書に記載されたご希望の日時をもとに調整させていただきます。ただし、業務の都合によりご希望に添えない場合がございますので、あらかじめ、ご了承願います。

お申込み・お問合せ先

講座開催希望日の1か月前までに、「法務局出前講座利用申込書」に必要事項をご記入の上、札幌法務局 民事行政部 民事行政調査官室宛てFAX又はメール、若しくは郵送でお申込みください。

〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
札幌法務局 民事行政部 民事行政調査官室

TEL 011-709-2311 (内線2158) FAX 011-709-2487

メール tyousakannsitu01_sapporo_moj_bal@i.moj.go.jp



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」